



島根県報

令和3年10月22日（金）

号外 第 125 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正

（沿岸漁業振興課） 2

告 示

島根県告示第641号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、令和3年10月22日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和3年10月22日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和3年10月21日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分の欄の3中「宅野」の次に「、仁万、天河内及び馬路」を加え、同欄の4及び5を削る。